

金峯神社 宮司解任の署名をいただいた方々に

重要なお知らせ <訂正と不手際の お詫び>

平成 30 年 12 月 20 日

金峯神社 総代会（氏子会） 会長
責任役員 二名

口永良部島の金峯神社の総代会（氏子会）と責任役員二名は、宮司であったA氏（ネット掲載では伏字にしております）を宮司職から解任することを決め、神社本庁に認めてもらうよう皆様に署名をお願いしました。

その折、署名を頂く際に添付あるいはお見せした資料の中で、一部に事実誤認による記述があることが分かりました。

屋久島町議会の議員候補者（当時）とA氏にかかわる下記の文章です。

<屋久島町の町会議員選挙の候補者が経営する「パン屋」の菓子パンを、島民に配布させた>との記述は事実誤認であり、氏子会の誤りでした。

署名していただいた方々には別途書面にてお知らせしますが、もれがないようにネット上にも記載しました。書面では宮司であったA氏は実名で記載しています。

なお、誤って記載した点は、屋久島町議会の議員候補者（当時）とA氏に、謝罪いたしました。

1) 誤り箇所

問題の記述は「島民の皆さんへ 署名のお願い」の中で、資料として添付した「氏子会や氏子・島民が（注1：宮司A氏で）困ったこと」の一覧表の一部です。誤り箇所は下記の通りです。

表 「島民の皆さんへ 署名のお願い」中の「氏子会や氏子・島民が困ったこと」

年月	出来事	(注1 追加：宮司A氏で困ったこと) 内容
	前略	
平成 29 年 9 月	パンの配布	屋久島町の町会議員選挙の候補者が経営する「パン屋」の菓子パンを、島民に配布させた。選挙違反に島民を巻き込む恐れのある事案だった。
	中略	
	宮司資格をもったBさんの指摘(注2)	「宮司を称しての、薬草茶の無許可販売、町議選挙の候補者が製造するパンを配布させるなどは、宮司として行ってはならないことです」と宮司資格をもったBさんは指摘した。

注1) 追加（宮司A氏で困ったこと）は、元の表にはなかったが分かり易くするために追加しました。

注2) 「Bさん」との記載は元の文では実名表記しておりましたが、伏字とします。

2) 上記表の内容は、事実を誤認して記述しておりましたので削除いたします。

3) 当時の経緯を聞き取り確認したところ、

A氏はパンを配布したことはありましたが、候補者（当時）製造のパンではなく、配布は選挙とは関係のない事例であったことがわかりました。配布した島民からの聞き取り調査では「予定していた配布ができなかったので、島の方々に配ってくださいとのA氏の伝言があった」ことが確認できました。

4) 上記表示の記述は、事実確認が不十分のままに「うわさ」を真に受けて文章化したために、今回の事態を招きました。文書作成は、総代会事務局役が担当して、役員には事前配布し確認を求めたものでしたが、記述確認が不十分でした。

5) 「うわさ」が立った原因ですが、

「Aさんを支援する人が、口永良部島で当該候補者の選挙ポスターを貼った」・・・との島民の証言がある中で「候補者がパンを製造している」や「選挙があった」などが絡み合い上述の<屋久島町の町会議員選挙の候補者が経営する「パン屋」の菓子パンを、島民に配布させた>との「うわさ」となった背景があったと考えております。

6) 上記表のBさんに関わる<町議選挙の候補者が製造するパンを配布させるなどは、宮司として行ってはならないことです>との記述は、事務局作成文に基づいてBさんが指摘されたものであり、責任の所在は事務局役にあります。

7) 訂正と謝罪

候補者（当時）に謝罪文を送り、お会いして謝罪いたしました。

A氏に謝罪文を手渡し、お会いして謝罪いたしました。

神社本庁に訂正文を送りました。

署名していただいた方々全員に訂正文を送付しております。

8) 署名の取り扱いに関して、皆さまのご意見がございましたら、氏子会（総代会）までご連絡下さい。氏子会事務局 〒891-4208 屋久島町口永良部島 357